

移住支援金のお知らせ

～東京 23 区（在住者または通勤者）から名寄市へ移住した方へ～

次の条件を満たす方に、移住支援金を支給します。

- ①支援金の額 世帯で移住… 100万円 単身で移住… 60万円
※起業した場合はさらに 200万円追加
※18歳未満のお子さんがある場合は、一人につき 30万円加算
- ②転入前の条件 名寄市に転入し、5年以上居住する意思を持ち、次の（1）・（2）の両方に該当する方
（1）住民票を移す直近 10年間のうち、通算 5年以上、東京 23区内に在住もしくは通勤していた方
（2）住民票を移す直前に 1年以上、東京 23区内に在住もしくは通勤していた方
※通勤の場合は、埼玉県・千葉県・神奈川県在住の方
- ③就業等条件 次のいずれかに該当する方が対象
（1）就業 ※就業先の定めあり（2）専門人材（3）起業（4）テレワーク移住（5）関係人口
- ④申請期間 転入後、3カ月以上1年以内
※事前相談が必要となりますので、転入後、速やかにお問合せください。

詳しくは

「名寄市 移住支援金」

で検索

または右のコードからご確認ください



問い合わせ

秘書広報課プロモーション推進係（名寄庁舎 3階）

☎01654③2111（内線3308）

「火災保険が使える」と誘う住宅修理契約トラブルに注意!

名寄市

消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575

事例

60歳の男性がインターネットで、住宅の無料診断サイトに興味を持ち、個人情報を入力した。事業者から「無料で家の状態をみる」と連絡がきたので、無料ならと依頼した。後日、業者が来てドローンを飛ばして診断してくれた。加入している火災保険の申請をサポートすると説明され「保険金があれば、保険金の4割をサービス料として業者に支払う」という契約書面にサインした。火災保険会社に内容を確認に行くと、「4割は高すぎ、ダマされている」と言われた。解約したいが、契約書にはキャンセル料10万円とある。



- ◆最新のドローンを使ったり、遠方から事業者が家に来て勧誘されると無料といつても「契約しないと悪いな」と思わせるのも手口の1つです。
- ◆請求期限が迫っているなどの勧誘電話やインターネットの広告をうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。
- ◆申請サポート会社に頼らずとも、保険金の請求は加入者自身で行えます。加入先の保険会社に相談しましょう。
- ◆虚偽（ウソ）の利用による保険請求は保険金詐欺に該当するおそれがあります。絶対にやめましょう。

アドバイス

不安に思ったり、困ったときは消費生活センターに相談してください。